

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条の2 ……略……</p> <p>2～8 ……略……</p> <p>9 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することになった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に申告しなければならない。</p> <p>10 ……略……</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条の2 ……略……</p> <p>2～8 ……略……</p> <p>9 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することになった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に申告しなければならない。</p> <p>10 ……略……</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。